

農協に対する金融庁検査について

平成24年2月13日

農林水産省大臣官房検査部

○対応状況

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)での指摘等を踏まえ、農業協同組合法に基づく単位農協(信用事業)に対する要請検査^(注)の実効性を高めるべく、平成23年5月に当該検査に係る基準・指針を農林水産省及び金融庁にて策定。これに基づき、都道府県・農林水産省・金融庁の3者が連携して実施する要請検査(3者要請検査)を実施

(注)要請検査:単位農協の行政庁である都道府県からの要請を受けて、国(農林水産省・金融庁)が都道府県と連携して実施する検査

規制・制度改革に係る対処方針(抄)

[平成22年6月18日閣議決定]

規制改革事項	⑥農協に対する金融庁検査
対処方針	<ul style="list-style-type: none">・ 農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。 具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。〈平成22年度中検討・結論〉

○基準・指針の概要（施行日：H23・5・13）

3者要請検査は、以下のいずれかに該当する単位農協（信用事業）に関して、都道府県からの実施要請に対し、農林水産省及び金融庁が当該検査の実施を必要と認める場合に実施

以下の項目のいずれかに該当する農協がある場合には、都道府県知事から3者要請検査の要請がなされることを想定して、主務大臣は検査体制の整備に努める

- (1) 都道府県知事が以下の項目に該当するか等を勘案し、地域の金融システムや地域経済に与える影響が大きいと考える農協
 - ① 貯金量の規模が1,000億円以上の農協
 - ② 貯金量の規模が当該農協が属する都道府県域に所在する農協の貯金量の平均以上の農協
- (2) 不正・不祥事の再発が認められる農協

○3者要請検査の実施状況

1. 都道府県及び関係団体に対して、基準・指針に規定された内容や、3者要請検査の概要等について周知・説明

例：・各地方農政局管内各県の検査担当者に対する説明会を開催
・個別の県等に対して、本省課長級が直接出向いて周知・説明
・関係団体の全国研修会等において講演

等

2. 県等からの要請を受けて、23年度には10を超える農協に対して3者要請検査を実施(予定を含む)

3. このように、貯金者保護及び組織のガバナンス確保の観点から、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、3者が連携して検査を実施しており、農協検査の実効性が高まっていると認識